

稲沢市ご当地グルメ開発業務委託仕様書

1 業務名

稲沢市ご当地グルメ開発業務委託

2 業務の目的

稲沢市の食資源等を活用した「稲沢ならではのご当地グルメ」の開発及び定着を目指すとともに、「食」をフックとした観光事業を展開し、地域の新たな魅力を創出することで、通年誘客と市内観光消費の増加に繋げるため、全国のご当地グルメ開発において専門的な知識及び実績を有する者を派遣するなど、開発に向けたコーディネートを行う。

また、開発したご当地グルメの定着及び県内外への周知を図るため、販売促進ツールの制作やイベントの実施、情報発信を行うもの。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 業務の内容

上記「2 業務の目的」を実現するため、令和4年度に取り組むべき業務は以下のとおりとする。

(1) アドバイザーの招へい

全国のご当地グルメ開発において専門的な知識及び実績を有する者の人選を提案する。

(2) ご当地グルメ開発委員会（仮称）の設置等

委員会、作業部会など委員組織の検討、委員の選任、委員会への出席、説明及び議論のファシリテーション、委員会の開催・討議に必要な資料の作成、開発案に対する提言・助言の取りまとめ、開発案に関する課題事項の検討、会議報告書の作成などを行う。

(3) 基礎調査の実施及び分析

先進地の取組状況、稲沢市の食資源等に対する認知度及び評価などを把握するとともに、関連事業者に対してヒアリングを実施し、事業者の課題とニーズなどを把握する。そして、各種調査を実施の上、分析を行う。

この場合、ご当地グルメ開発に利用できる既存の調査結果を基礎調査の一部とすることもできる。

(4) 食資源と食材の掘り起こし、磨き上げ、組合せ等

「食」の地域ブランド化を念頭に、市内の食資源等の発掘、既存食材の磨き上げ、組合せ、調理法などによる新たなご当地グルメを提案する。

(5) ご当地グルメの定義決定

稲沢市の「食」を強く訴求する定義を提案する。

(6) 協賛企業の募集

ご当地グルメ開発に関連する企業を広く募集するための取組等を行う。

(7) 参加店舗の募集

ご当地グルメ開発及び販売に参加する事業者を広く募集するための取組等を行う。

5 成果品の内容

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 各種調査報告書
- (2) 業務実施報告書
- (3) 上記(1)及び(2)の電子データ（CD-ROM等）

6 支払条件等

本業務に係る経費は、業務完了後に支払うものとする。

7 業務遂行上の注意

本業務は、地方創生推進交付金を活用する予定であるため、協議により仕様内容を変更する場合がある。また、新型コロナウイルスの感染状況により、一部の事業を中止する場合がある。いずれの場合も、必要な経費を除いた金額まで減額し、変更契約を行うものとする。

8 その他

(1) 業務実施計画書の提出

受注者は契約締結後、稲沢市観光協会（以下「当協会」という。）と協議の上、業務の実施計画書を提出するものとする。

(2) 協議・打合せ等

受注者は、本業務の実施に当たり、当協会と綿密な協議、打合せ等を行い、その事項を記録し、相互に確認しなければならない。

(3) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の目的を十分に把握するとともに、業務の遂行に当たっては、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務により得られた成果品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、所有権等、その他の一切の権利は当協会に帰属するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、当協会は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

イ 成果品は、当協会が自由に二次使用（ホームページへの掲載等）できるものとする。

ウ 著作権、肖像権を有する画像、地図等データの使用に関する許可申請等は、受注者側の責において行うものとする。なお、権利関係の明確でないデータを使用したことが明らかになった場合は、直ちに当協会と協議の上、受注者の責において訂正・回収・刷り直し等適切な対応を速やかに行わなければならない。

エ 受注者は、当協会の了解無しに本業務により得られた取材結果等の成果を他に流用することを禁ずるものとする。

(5) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を目的外に利用し、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等を遵守しなければならない。

(7) 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、当協会の承諾を得なければならない。

(8) 資料等の提供

当協会は、本業務の実施に当たり必要となる資料等を受注者に随時提供するものとする。

(9) その他

本業務の実施に当たり、受注者は当協会の指示に従うものとする。また、本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、当協会と受注者との協議により業務を進めるものとする。